

利用できる団体の人数等を緩和し、  
公民館が使用しやすくなりました。

(令和6年4月1日以降)



習志野市公民館共通

習志野市公民館は「習志野市公民館使用等に関する基準」  
を一部改正します。

令和6年4月1日以降の公民館の利用については、以下のと  
おりです。

1. 市内公民館を利用するサークル団体の人数が5名以上  
から3名以上となります。
2. 個人利用(2名以下の団体または個人)の利用者に部  
屋の貸出しを開始します。(当日、空き室がある場合)

詳しくは各公民館窓口までお問い合わせください。

(問い合わせ先)谷津公民館